## 函南町内の所有者不明の違反広告物の除却について

静岡県では、東京五輪の開催に向け、伊豆半島等において違反広告物対策を進めています。

この一環として、調査をしてもなお所有者が不明の案件のうち、腐食や老朽化が進み、 公衆の危害防止等の観点から、車両や通行者の安全が確保されていない危険性の高い看 板1件を、沼津土木事務所において、関係法令等に基づく手続きを済ませ、令和2年9 月30日(水)に略式代執行によって除却しました。

## 1 実施内容

実施日時 令和2年9月30日(水)略式代執行の開始宣言 午前9時30分

保管の開始 午後2時5分

- ・ 実施場所 函南町平井字山神前1439番地2付近(県道熱海函南線沿い)
- 内容 対象物件の除却

## 2 対象物件

違反広告物1件(高さ 2.5m、金属製、※広告板なし)





## 3 略式代執行の流れ

令和2年8月6日(木) 警告書の貼付

令和2年8月28日(金) 対象物件の除却について公告(県公報に掲載)

令和2年9月30日(水) 県による対象物件の除却

東部総合庁舎敷地内(沼津市高島本町1-3)で保管開始

令和3年3月末 保管物の所有権が県に帰属→廃棄へ

(除却前:近景)



(除却後:近景)



(除却前:中景) (除却後:中景)





(開始宣言) (作業の様子)





(作業の様子)



(除却後)

